

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 9 月 23 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

- 1 生活保護は、憲法 25 条に規定する理念に基づき、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行われるとされ、その最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされている。しかしながら請求人世帯の実生活から見るとその通りには十分になっていないと考える。
- 2 請求人世帯は、現在入居中の木造賃貸アパートの老朽化、住居と接置する公道との段差、年間を通じてかさむ光熱費、〇〇〇症・〇〇〇機能障害などによる食事制限、割高な被服費等の生活上の困難があり、その中でも中心的な問題は住宅問題である。公営住宅にも応

募しているが、この地域の物件は少なく、民間賃貸住宅もこの地域では住宅扶助費の範囲ではほとんどみつからない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 8月21日	諮問
令和5年10月 6日	審議（第82回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項において準用する法24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

##### 2 これを、本件について検討すると、処分庁は、令和2年8月27日

厚生労働省告示第302号による改定（以下「本件改定」という。）により保護基準が改定されたことに伴い、請求人世帯に係る保護費の支給額が令和2年10月1日より変更されることとなり、変更日を同日（10月1日）として、請求人に対し、「基準改定による。〇〇さんの特別徴収の認定替えによる。〇〇さんの特別徴収の認定替えによる。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分については、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人世帯の場合、70～74歳・2人世帯・1級地-1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われ、また、経費とされていた請求人及び請求人の妻の介護保険料特別徴収額をそれぞれ2,550円から1,482円に変更しているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記（第3・1）のとおり、生活保護費が請求人世帯の実生活とは乖離しており、憲法25条が保障する健康で文化的な生活水準を維持できるものとなっていないと主張する。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分は、上記2のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

保護基準の是正を求めるこのような請求人の主張について、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできない。

また、請求人は、生活保護制度に対して、意見ないしは不合理な点を主張するものと解されるが、行政不服審査法上、本審査会に

は、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準等については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲を超える。

- (2) 請求人は、上記（第3・2）のとおり、生活保護費が請求人世帯の実生活とは乖離している様々な状況を挙げ、とりわけ、住宅扶助費が地域の実情に合っていないと主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、本件処分は、法8条1項の規定に基づく保護基準について本件改定が行われたことによりなされたものであり、保護費の変更についても法令等に従って適正になされており、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することはできない。

また、本件処分においては、請求人世帯の住宅扶助費は変更されておらず、本件処分についての不服の理由としては取り上げることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (3) 以上によれば、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹